

4 テーマ別まちづくり方針

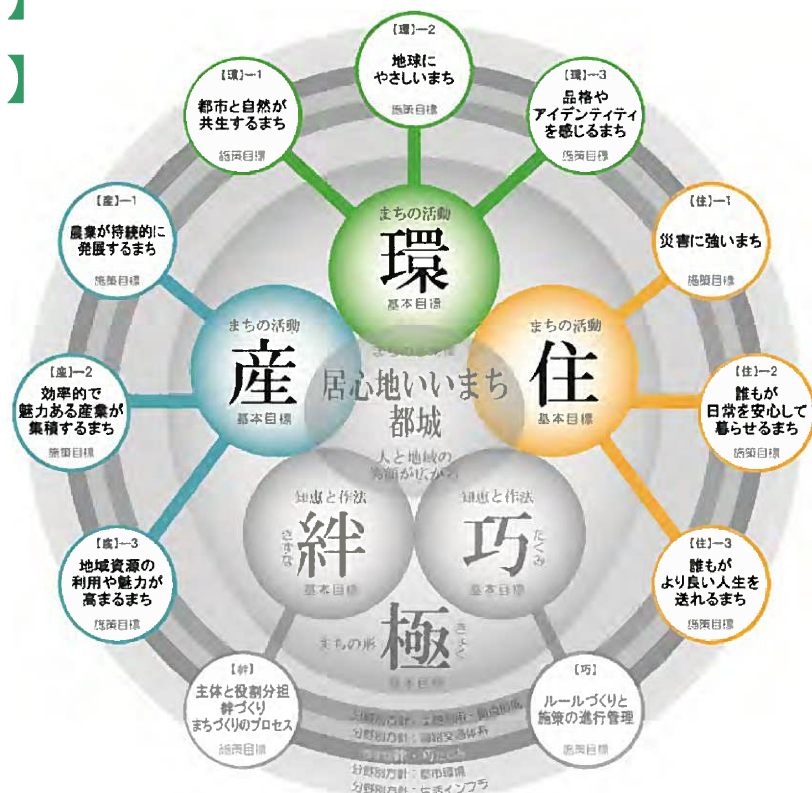
4.1.基本目標【環】

4.2.基本目標【産】

4.3.基本目標【住】

まちづくりの基本目標の中で、まちの活動に関わる3つの基本目標（環・産・住）をテーマとしたまちづくりの方針を掲げます。

この中には、「極」「絆」「巧」に関わるものも含まれています。



《語尾の使い方》

文章表現（語尾の記述）については、以下のように整理しています。

～めざします。	市が主体となって市民と協働し進めるもの。
～進めます。 ～推進します。	市が主体となって整備を進めるもの。
～努めます。	市が主体となって目標の実現に向けて継続して進めていくもの。
～検討します。	（事業）主体も決まっておらず、今後、実現に向けて計画するかどうか協議・調整・検討を要するもの。
～誘導します。 ～促進します。	市が市民、事業者、関係機関の取組を誘導・促進するもの。
～支援します。	市が市民の活動を支援するもの。

第4章 テーマ別まちづくり方針

4.1. 基本目標 環

霧の都が織りなす
大地と水、
歴史文化を活かし
個性を育む



(1) 施策の体系

施策目標：都市と自然が共生するまち

【環】-1

本市のみどりのゾーンは、ふるさとの原風景であると同時に食料や水、酸素の供給、CO₂吸収、温度調節など生物が生きる上で大きな役割を果たしています。また、防災やレクリエーションなど多面的な機能も有しています。

したがって、この『みどりの価値』を再認識し、人間活動ゾーンとみどりのゾーンが互恵関係のもとに保存・共生を図ることが重要です。

そのために、それぞれのゾーンを明確に区分し、豊かな自然や生態系がある地域特性を活かして、自然に触れ親しむことのできる場を守り、育てることをめざします。



▲関之尾滝

めざす将来の姿

ふるさとの豊かな農地、良好な森林緑地が広がる

資源を大切にし、きれいな水環境がある

多様な動植物が生息・生育できる環境がある

施策方針

主な整備・検討・誘導・形成の方針

- | | |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①人の活動とみどりが調和したまちづくり | 1) 人間活動ゾーンとみどりのゾーンの役割を明確にし、森林・農地の保全を推進します。 |
| ②水を守り感じるまちづくり | 1) 川や地下水の質や量の維持・向上を推進します。
2) 川の持つ潜在力を活かしたうるおいのある河川空間の創出を促進します。
3) 恵まれた水環境を次世代につなぐ効率的な水循環の仕組みづくりを推進します。 |
| ③動植物とふれあい命を感じるまちづくり | 1) 動植物の生息地に影響を及ぼす開発の抑制を推進します。
2) 命の息吹を感じ自然とふれあう場の創出を検討します。 |
| ④豊かな自然や風土を次世代につなぐまちづくり | 1) 本市の原風景を次世代につなぐために、自然や風土の保全を推進します。 |

施策目標：地球にやさしいまち

【環】-2

美しい地球や自然豊かな環境を守り次世代に引き継ぐことは、今を生きる私たちの使命です。環境を悪化させる原因は、人間の活動により生み出される廃棄物、排気ガス、二酸化炭素などであり、この排出を抑制し次世代により良いまちを引き継ぎます。

そのために、環境負荷の少ない、地球にやさしいまちをめざします。



▲屋上緑化のイメージ
資料：国土交通省

めざす将来の姿

地球環境・地域
自然環境・将来
世代のニーズに
配慮する

資源エネルギー
が循環する

施策方針

主な整備・検討・誘導・形成の方針

①環境負荷の少ない
まちづくり

- 1) CO₂削減や都市の温暖化防止を推進します。
- 2) 環境負荷の少ないまちの形づくりを推進します。

②省資源
省エネルギーの
まちづくり

- 1) 施設の長寿命化や有効活用を推進します。
- 2) 自然エネルギーの活用を推進します。

施策目標：品格やアイデンティティ※1を感じるまち

【環】-3

本市は都城圏の中心市として、この圏域のアイデンティティをけん引する役割を担っています。これまでに培われてきた歴史や文化を地域の大切な資源として認め、美しく上手に歳を重ね次世代に引き継ぐことが、まちの魅力の醸成につながります。

現在のまちの姿は、過去のまちづくりや人の営みから成り立っており、私たちには、これからの歴史をつくりあげていくという使命があります。

そのために、地域それぞれの資源を活かし、人、文化の活発な交流を広げ、見る人、訪れる人が都城らしさを感じるまちをめざします。



▲都城烏津邸

めざす将来の姿

歴史や伝統を
守り伝え、
文化発信する

施策方針

主な整備・検討・誘導・形成の方針

①歴史・文化を
活かした
まちづくり

- 1) 文化資源の保存や再生のあり方について検討します。
- 2) 歴史・文化拠点とその周辺を含めた都市空間の形成を推進します。
- 3) 歴史・文化拠点をつなぐ歴史・文化回廊の形成に努めます。
- 4) 誰にとってもわかりやすく来訪者がめぐりたくなる情報・案内板の設置を推進します。

②文化を感じ
人と交わる
まちづくり

- 1) 文化交流の場としてまちなか空間の活用について検討します。
- 2) 市民の文化活動の促進を図るために、施設の利便性向上について検討します。

※1 「アイデンティティ」:個人や地域を特色づける個性ある性格や性質のこと。

（２）主な整備・検討・誘導・形成の方針

①人の活動と みどりが調和した まちづくり

食料基地としての責任を果たし、食料の枯渇や価格高騰などの危機に対し市民や他の地域へ安定して食料を供給できることを念頭に、森林・農地の保全活用を推進します。

【環】-1

都市と自然が
共生するまち

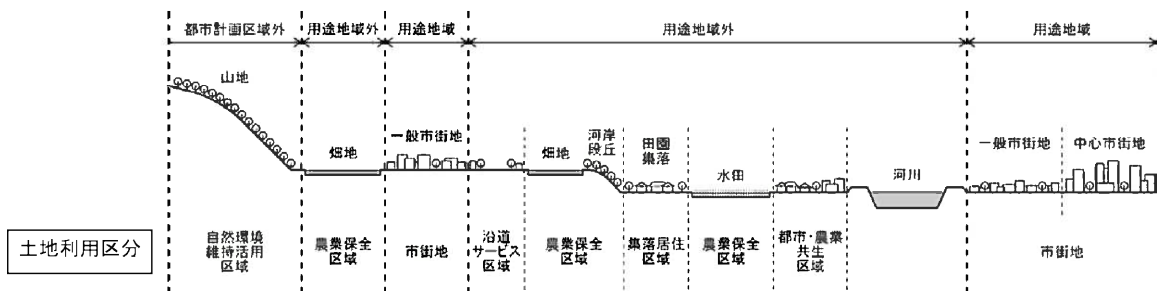
1) 人間活動ゾーンとみどりのゾーンの役割を明確にし、森林・農地の保全を推進します。

視点・森林・農地と都市との共生・調和

みどりのゾーンの公益的な機能を保全するために、森林・農地の開発については、雨水流出の抑制、緑地の確保、污水处理施設の計画的処理、特定用途制限地域における立地指定案件の経過措置の延長やその他地域における用途の制限、建築容積など、関連計画や開発許可、土地利用誘導ガイドラインの見直しなどを検討します。

一方で、都城志布志道路、国県道、主要市道などの幹線道路沿道やIC周辺などの産業立地傾向の高い場所では、産業の活性化と営農や居住環境、埋蔵文化財への影響を考慮しつつ、農業系・工業系など各計画と連携を図りながら適正な土地利用の誘導に努めます。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
土地利用・拠点形成／都市環境
- 主に関連する部門
環境／農業（農林畜産業）／開発／工業
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
土地利用計画みどりと景観のまちづくり計画



現況	宅地化水準	△	×	○	○	×	△	×	○	×	○
	農業基盤整備状況	△	○	×	△	○	△	○	△	×	×
土地利用現況	自然・レクリエーション施設	農	宅地	商・住・農	農	住・農	農	商・住・農	河川	宅地	
公益的機能	水源のかん養、災害防止、保養、生物生息、地域文化		地域生活サービスの提供		水源のかん養、災害防止、保養、生物生息、地域文化、都市環境			農とのふれあい	延焼遮断、温度調整、都市環境	高次な都市サービスや地域生活サービスの提供	
規制方向	保全・活用	保全	地域地区による規制	誘導	保全	調整	保全	明確化		地域地区による規制	

注)○:多い、△:どちらともいえない、×:ほとんどない

▲土地利用区分のイメージ

②水を守り感じる まちづくり

恵まれた水環境を次世代に引き継ぐとともに、河川空間を積極的に活用し、まちの魅力向上を図ります。

【環】-1

都市と自然が
共生するまち

1) 川や地下水の質や量の維持・向上を推進します。

視点・・・水の質・量の保全

まちの魅力の向上を図るには、まちにうるおいを与える河川空間の積極的な利活用が求められます。

そのために、河川の水質や水量の維持・向上が必要で、水質に影響を及ぼす畜産系、農業系及び生活系の汚濁負荷の削減のため、生活排水対策事業や関連施設整備を助成し、更なる水質環境の改善に取り組みます。あわせて、水量保全施策も推進します。

地下水については、市民の飲料水として利用しており、その量と質の安定的な確保を推進します。さらに、農地・工業地からの汚染物質排除、地下水汲み上げ量の規制や市街化の抑制など適正な運用を検討します。

- 関係する分野別まちづくり構想（第5章）
都市環境／生活インフラ／土地利用・拠点形成
- 主に関連する部門
環境／農業（農林畜産業）／工業
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
土地利用計画

2) 川の持つ潜在力を活かしたうるおいのある河川空間の創出を促進します。

視点・・・水空間の利用

本市は水環境に恵まれたまちであり、その水辺空間を活かしたまちづくりを推進します。

そのために、水に親しめる水辺環境づくり、河川空間と緑道を利用した歩行者や自転車が散策できるルートの形成、まちと田園を結ぶみどりや水辺を一体的に景観資源として活用するなど、うるおいのある河川空間の創出を促進します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
都市環境／道路交通体系
- 主に関連する部門
環境／健康・福祉／教育・文化／地域づくり／観光
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
みどりと景観のまちづくり計画／
都市計画道路網の検討



▲神柱公園



▲沖水川河川敷

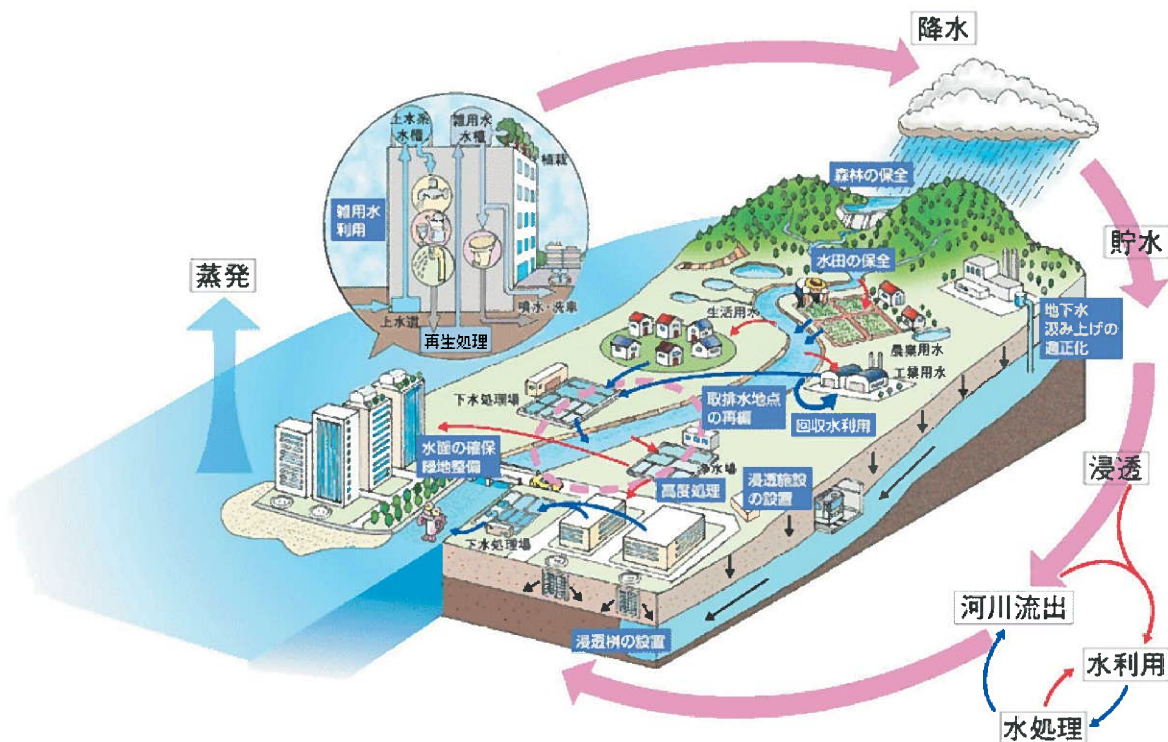
3) 恵まれた水環境を次世代につなぐ効率的な水循環の仕組みづくりを推進します。

視点・・・次世代への水保全・水の有効利用

本市の恵まれた水環境は、農地や森林地からもたらされています。本市の水瓶である地下水の保全や河川・排水路への負荷の軽減、近年増加するゲリラ豪雨などにも対処できる効率的な水循環の仕組みづくりが必要であり、雨水の流出抑制や地下浸透等の対策について、ハード面からソフト面まで取り組んでいきます。

また、人間活動ゾーンにおいては、宅地や道路、駐車場などで雨水の地下浸透や貯留の推進、緑地の確保により保水性・浸透性の向上を推進します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
土地利用・拠点形成／都市環境／生活インフラ／道路交通体系
- 主に関連する部門
環境／農業（農林畜産業）／開発
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
土地利用計画／都市計画道路網の検討／みどりと景観のまちづくり計画



▲健全な水循環系の構築イメージ 資料：国土交通省

③動植物とふれあい 命を感じる まちづくり

動植物の生息地を保全するとともに、自然とのふれあいや体験の場として活用を図ります。

【環】-1
都市と自然が
共生するまち

1) 動植物の生息地に影響を及ぼす開発の抑制を推進します。

視点・・・動植物の保護

自然や生物とふれあう空間づくりをめざすためには、本市の豊かな自然と動植物の生息環境の保全が必要です。

そのために、動植物の生息・生育地の既存のマップを利用し、自然生態系の喪失を防ぐための生物多様性保全対策検討会を開催しています。それにより、構想・計画段階から生物多様性の保全に配慮した公共事業を推進します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
土地利用・拠点形成／都市環境
- 主に関連する部門
環境／開発／教育・文化
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
土地利用計画／都市計画道路網の検討／みどりと景観のまちづくり計画

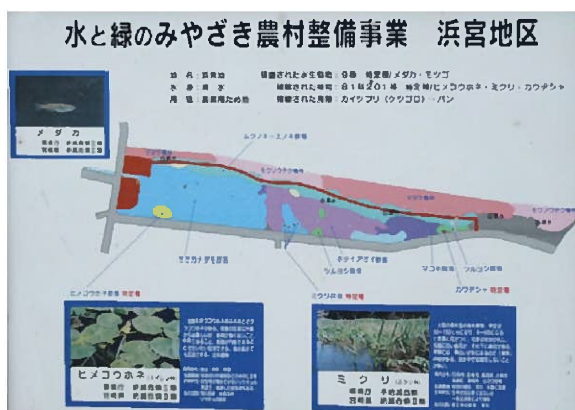
2) 命の息吹を感じ自然とふれあう場の創出を検討します。

視点・・・自然とのふれあい

環境や自然、命を慈しむ心を育むために、自然や生物とふれあう空間づくりを促進します。

そのために、日常的に自然とふれあえる生活の川辺づくりや自然と生態系の学習・ふれあう場の創出を検討します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
都市環境
- 主に関連する部門
環境／教育・文化
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
みどりと景観のまちづくり計画



▲絶滅危惧種の生息するビオトープ※1空間〈高木町浜宮池〉

※1 「ビオトープ」: 野生生物の生息・生育空間。

④豊かな自然や風土を 次世代につなぐ まちづくり

ふるさとの原風景の象徴である山や田畑、集落地など地域風土を構成する景観要素の保全を図ります。

【環】-1
都市と自然が
共生するまち

1) 本市の原風景を次世代につなぐために、自然や風土の保全を推進します。

視点・・・市域全体、身近な風土の保全継承

愛着あるふるさとの風景を守り、次世代につなぐためには、高千穂峰、金御岳、青井岳などふるさと感じる山なみやそれと一体となった田園、身近な樹林地、歴史を感じさせる巨木、原生的な自然林などを保全する必要があります。

そのために、市民と連携を図りながら、ふるさとの風景づくりを進める推進体制の構築、景観保全ルールづくりなどを検討し、次世代に自然豊かな風景の継承を推進します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
都市環境／土地利用・拠点形成
- 主に関連する部門
環境／農業（農林畜産業）／開発
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
みどりと景観のまちづくり計画／土地利用計画



▲東霧島神社の大クス



▲金御岳から見る都城盆地の風景

①環境負荷の少ないまちづくり

人や車などが移動しやすいまちの形づくりや人間活動ゾーン内でのみどりの創出など環境負荷の低減を推進します。

【環】-2
地球に
やさしいまち

1) CO₂削減や都市の温暖化防止を推進します。

視点・・・CO₂低減

地球環境の保護を促進するための国際的な枠組みの中で、CO₂の排出規制や目標設定が進んでいます。よって、本市も地球に優しいまちづくりを推進する必要があります。

そのために、公共交通の利用拡大、都城志布志道路整備による市街地内部の自動車交通量の低減や旅行速度の向上を促進します。

また、必要に応じ、自転車移動の促進を図るインフラの整備、交通ボトルネック※1箇所の解消、環境に優しい路面舗装の採用など、環境にやさしい道路整備を推進します。さらに、都市の温暖化を防止するために、市街地において屋上や壁面の緑化、庭のピオトーフ化、借地公園※2の検討など、まちなかの緑化を促進します。

※1「ボトルネック」:ピンの口が水の流量を制限していることから転じて、交通の流れが悪い道路・交差点などを指す。

※2「借地公園」:地方自治体が個人や法人などの地権者から無償で土地を借り、公園として整備して住民に提供するもの。これまでは一度つくられた都市公園を廃止することは原則的に認められていなかったが、2004年の都市公園法改正によって、借地につくった公園は契約期間の終了で廃止することが認められた。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
都市環境／道路交通体系
- 主に関連する部門
環境
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
都市計画道路網の検討／みどりと景観のまちづくり計画

2) 環境負荷の少ないまちの形づくりを推進します。

視点・・・都市構造による環境負荷の排除

人口減少や高齢化などの社会的な現象への対応とあわせて、地球環境保護を推進するために、自動車に依存しない環境にやさしいまちづくりを進める必要があります。

そのために、広域～生活レベルまでの施設規模を勘案しながら、行政、商業、医療、福祉、教育、娯楽施設の配置と公共交通網の連携を強化し、都市機能の効果的で効率的な集約化に努めます。これにより環境的、社会的な現象に対応した環境負荷の少ない都市空間の形成を進めます。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
土地利用・拠点形成／道路交通体系
- 主に関連する部門
環境／健康・福祉／商業／教育・文化
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
土地利用計画／都市計画道路網の検討／みどりと景観のまちづくり計画

②省資源 省エネルギーの まちづくり

つくるよりも使いこなすことを基本に、施設のライフサイクルコスト※¹の最適化や、廃棄物の4R※²の推進、自然エネルギーの導入を促進します。

【環】-2
地球に
やさしいまち

※1 「ライフサイクルコスト」：製品や構造物などについて調達・製造～使用～廃棄の段階をトータルして考えた費用。

※2 「4R」：リフューズ（断る、買わない）、リデュース（減らす）、リユース（再利用）、リサイクル（資源化）。

1) 施設の長寿命化や有効活用を推進します。

視点・・・長寿命化・省資源

省資源・省エネルギーの促進を図るためには、「つくるより使いこなす」ことを基本とした施設運用を図り、施設の長寿命化や有効活用の促進が必要です。

そのために、既存建物の用途転換の促進、転用技術の開発などを推進し、公共施設の長寿命化や建設廃棄物の抑制を図ります。

また、循環型のまちづくりに向けて、廃棄物処理施設の長寿命化を推進する視点も必要です。

そのために、環境系各計画と連携を図りながら家庭や事業所における省資源・ごみ減量化などを進め、資源の再資源化、再利用を推進します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
生活インフラ／都市環境
- 主に関連する部門
環境／建築／施設運用
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
－

2) 自然エネルギーの活用を推進します。

視点・・・エネルギー

自然豊かで農を基本とする本市は、食料自給率が高く自活力のあるまちです。このことは、地球・自然環境の恩恵を多大に受けているといえます。地球にやさしく温暖化対策を率先して進めるために、クリーンエネルギーの利活用が必要です。

そのために、太陽光発電、小水力発電※¹、パッシブソーラーシステム※²など庁舎、学校など公共施設の改築・新築時の省エネ施設設計、省資源・省エネルギーを利用した環境住宅の啓発など、自然エネルギーの活用を推進します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
生活インフラ／都市環境
- 主に関連する部門
環境／建築／施設運用
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
－

※1 「小水力発電」：ダムなどの大規模土木設備を必要としない出力の小さい発電。河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する。CO₂ 排出量が極端に少ない、繰り返し利用可能、純国産エネルギー、建設時の環境負荷が少ない、短期間の設置が可能などの利点がある。

※2 「パッシブソーラーシステム」：太陽熱、採光、風など自然の作用を利用した冷暖房システム。省エネルギー化につながる。



▲クリーンエネルギー実用例
（都城合同庁舎の太陽光発電システム）

①歴史・文化を活かしたまちづくり

まちの記憶が失われないように配慮しまちが美しく歳を重ねていくために、歴史・文化資源を活かしたまちづくりを推進します。またそれを本市の個性あるまちの空間演出として捉え、訪れた人が『めぐりたくなる』歴史・文化回廊の形成を推進します。

【環】-3

品格やアイデンティティを感じるまち

1) 文化資源の保存や再生のあり方について検討します。

視点・・・歴史の保存・継承

まちの過去の記憶は、文化財、歴史的建造物、巨木、石造物、門、石垣など地域に点在し、今もなお形として残っているものと、地名、通り名、文化、風習など無形のものが存在します。このまちの過去の記憶を失わないように、歴史や由来などに配慮し、保存・再生を図る必要があります。

そのために、歴史的・文化的な遺産の再発見、保護、修復、再生を図るルールづくりや、故郷への愛着を醸成する文化伝承、学習の場などへの活用を検討します。

また、まちづくりを進める際には、地域に残されている地名や通り名など、歴史を感じる名称を大切にしていける必要があります。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
都市環境
- 主に関連する部門
教育・文化／地域づくり／観光
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
景観計画

2) 歴史・文化拠点とその周辺を含めた都市空間の形成を推進します。

視点・・・歴史・文化の拠点性強化

本市には歴史・文化資源が多く存在し、この資源の保全・活用によって、地域のアイデンティティを醸成し、まちの活性化を推進する必要があります。

そのために、歴史文化資源と周辺の住空間・街路空間・樹林地やため池など、一体的な景観の保全・創出を住民の理解と協力のもとに促進します。これにより、歴史・文化資源の周辺空間を含む拠点性・シンボル性の強化を進め、本市の個性化と美しく歳を重ねるまちづくりを推進します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
土地利用・拠点形成／都市環境
- 主に関連する部門
教育・文化／環境／地域づくり／観光
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
みどりと景観のまちづくり計画／土地利用計画

3) 歴史・文化拠点をつなぐ歴史・文化回廊の形成に努めます。

視点・・・連続性の強化

歴史・文化資源の拠点間の回遊性を高めることが、人がめぐり、楽しめる歴史・文化回廊の形成につながります。

そのために、拠点間を結ぶ既存道路空間の高質化、ネットワーク化を検討します。その際、既存道路空間及び沿道修景を周辺住民の理解と協力のもとに進め、本市の歴史文化を感じることでできる歴史・文化回廊の形成に努めます。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
道路交通体系／都市環境／土地利用・拠点形成
- 主に関連する部門
教育・文化／商業／地域づくり／観光
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
みどりと景観のまちづくり計画／土地利用計画／都市計画道路網の検討

4) 誰にとってもわかりやすく来訪者がめぐりたくなる情報・案内板の設置を推進します。

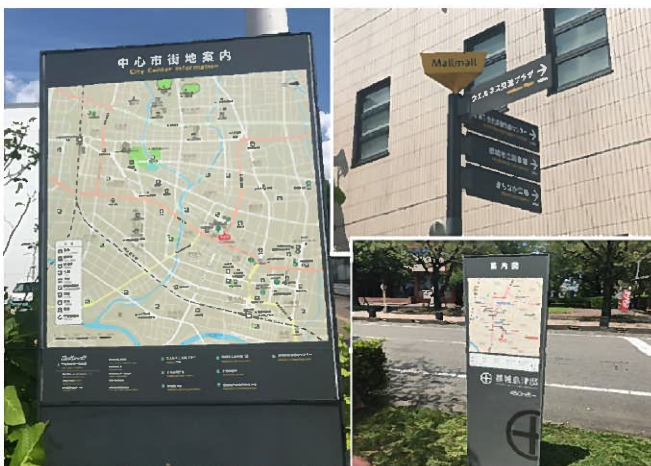
視点・・・わかりやすさ

訪れる人が行きたい所に迷わずに行くことができ、寄り道したくなる情報発信の充実が、歴史・文化回廊の回遊性を高めます。

そのために、地域に内在している資源の発掘とその利活用を促進する必要があることから、市民と連携した地域資源マップづくりなどを検討し、観光パンフレットやインターネット、SNSなどを利用した情報発信を促進します。

また、誰にでもわかりやすいサインづくりを計画し、来訪者がめぐりたくなる、行きたくなる風景に配慮した案内板などの設置を推進します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
道路交通体系／都市環境
- 主に関連する部門
健康・福祉／観光／教育・文化
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
—



▲観光案内図、サイン
＜都城市＞



▲ストリートファニチャー
中心市街地のベンチ＜都城市＞

②文化を感じ 人と交わる まちづくり

文化・学習の活動が活発に行われるように、まちの空間活用を検討し、文化施設の利便性向上に努め、誰でも、どこでも文化に触れることのできる機会の拡大を促進します。

【環】-3

品格やアイデンティティを感じるまち

1) 文化交流の場としてまちなか空間の活用について検討します。

視点・・・文化のふれあい拡充・支援

まちの様々な場所で実施される文化交流は、まちのにぎわいを演出します。このような活動が促進され、まちがにぎわうためには、様々な活動や交流が随所で実施できる仕掛けづくりが必要です。

そのために、公園・広場、市役所、各総合支所、各市民センター、公民館、河川空間などのオープンスペースの活用を図り、必要に応じて、空き家の活用の検討を行い、子どもから高齢者まで誰もが集える居場所づくり等の市民の文化活動を支援します。

また、主要な幹線道路・歩行者ルートでは、民地側オープンスペースの活用（借地公園、地区計画、建築協定など）により、イベントや交流ができるにぎわいの場になりやすい誘導を検討します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
土地利用・拠点形成／道路交通体系／都市環境
- 主に関連する部門
商業／教育・文化／観光
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
土地利用計画／都市計画道路網の検討／みどりと景観のまちづくり計画

2) 市民の文化活動の促進を図るために、施設の利便性向上について検討します。

視点・・・使いやすさと管理

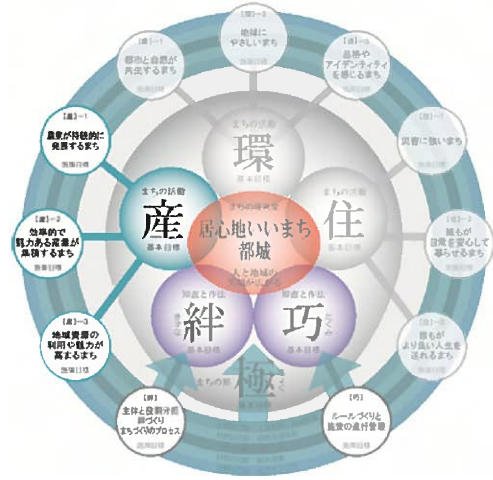
市民の文化活動は、子どもから高齢者、ハンディのある人、主婦、勤労者などの様々な人々が関わっています。このような様々な文化活動を利用者の立場になって支え、文化に触れる機会の拡充を進めることでまちの活性化につなげる必要があります。

そのために、計画段階での市民参加や効果・効率の高い施設配置を検討します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
都市環境
- 主に関連する部門
主に関連する部門
教育・文化／福祉
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
土地利用計画

4.2. 基本目標 産

農工商と知の連携で人を育て、次世代につなぐ産業を創造する



(1) 施策の体系

施策目標：農業が持続的に発展するまち

【産】-1

国際的な食料需給の悪化や国内の食料自給率の低下など、食料確保に対する危機感が高まりつつあります。そのような中で、全国有数の農業産出額を誇る本市においては、農業従事者の減少や山間地域における遊休農地の増加など構造的な課題を抱えています。

これからも食料供給基地としての役割を発揮するために、農地の生産機能の効率性を高め、国際競争に対応できる強い農業経営体を育成し、農林畜産物のブランド化、地産地消などを進めながら、農業経営の維持発展をめざします。

また、わたしたちの生活は農業と深く関わってきました。今、農のある暮らしが見直されてきている中、市民がともに暮らしやすい田園環境の整備をめざします。



▲星の駅「たかざき」

めざす将来の姿

農業がもたらす多彩な恵みに感謝できる

施策方針

① 農業の競争力が高まるまちづくり

- 1) 集団的な農地を保全するために、店舗・アミューズメント施設などの虫食的な開発の抑制を推進します。
- 2) 付加価値が高まるような施設配置の誘導を推進します。

② 『農』が結ぶまちづくり

- 1) まちなかで、農とふれあえる空間の創出を促進します。
- 2) 田園・山間空間において、空き家、遊休農地を利用した農業交流空間の創出を促進します。
- 3) 担い手や後継者の暮らしやすさの向上を促進します。

主な整備・検討・誘導・形成の方針

施策目標：効率的で魅力ある産業が集積するまち 【産】-2

本市の経済を活性化させるためには、域外経済（『都城らしい産品を国内外に売る』）と域内経済（『都城でできることは都城です』）の活性と循環が必要となります。

域外経済については、基幹産業である農林畜産物や豊富でおいしい水など、原材料が容易に調達できる地域特性を活かすとともに、物流の効率化や工業機能の集積と高度化が求められています。そのために、既存企業との連携を図りながら、アジアとの交流を視野に入れた広域高速交通ネットワークの確立とそれに連動した拠点形成、工業関連施設の集積を推進します。

また、域内経済の活性化については、移動コストの減少、事務の効率化、地域ニーズに合った起業しやすいビジネス環境の形成が必要であり、働く場の集積とともにテレワークなど多様な働き方への対応と働く人にとってのよい環境形成をめざします。

これらの施策を進める際には、周辺の居住環境と共生・調和を図るとともに、産学官や異業種間交流など多様な主体が連携し知恵を出し合うことで、付加価値の高い産業開発を促進します。



▲木工団地

めざす将来の姿

地域に活力をもたらす21世紀型産業が創出される

異業種交流が盛んで新しい産業が生まれ育つ

施策方針

① 持続的に工業が発展するまちづくり

- 1) 産業活動と居住環境の共生・調和を推進します。
- 2) 企業の立地魅力の向上と既存企業の競争力強化を支援する物流の広域化と効率化を推進します。
- 3) 企業のイメージが高まるような景観配慮を推進します。

② 地域ニーズに合ったビジネスが発展するまちづくり

- 1) まちなかにおける雇用の創出やサービス利用者の増加を推進し、まちなかへのサービス機能の集約を推進します。
- 2) 快適で働きやすい都市環境の形成を推進します。

③ 知の結集を活かしたまちづくり

- 1) 産学官連携のしやすい機能配置に努めます。
- 2) まちなかで異業種が出会い・交流できる活発な経済活動を推進します。

主な整備・検討・誘導・形成の方針

施策目標：地域資源の利用や魅力が高まるまち

【産】-3

本市に内在する豊かな自然環境、地場産業、歴史資源や多彩なスポーツ・レクリエーション施設などそれぞれの特徴を活かし、利用者の利便性・満足度が高まるような施設の配置を検討します。その際、地域づくりの一環として周辺住民と一体となった景観形成やイベントを行うなど、拠点の質的な魅力の向上に努め、人とふれあえる多様性に富んだ“まちめぐり”ができる体験型観光をめざします。

また、スポーツが盛んな本市の特性を活かし、生涯スポーツ、スポーツイベント、キャンプ・合宿会場など、様々な利用者のニーズを満たしつつ、多彩なスポーツ環境形成をめざします。



▲プロスポーツキャンプ

めざす将来の姿

地域の特徴を活かした観光・レクリエーション交流が盛んである

施策方針

①回遊性の高い体験型観光まちづくり

主な整備・検討・誘導・形成の方針

- 1) 特色のある観光拠点形成（拠点性の強化）とルート開発を推進します。
- 2) 運動公園・スポーツ施設の機能分担を推進します。

① 農業の競争力が高まるまちづくり

農業生産性の向上を図るために、集团的農地の保全を推進します。そのために、生産性低下の阻害要因となる開発を抑制します。また、輸送や加工の効率化や、高等教育機関、研究機関との連携による付加価値化を考慮した施設の適正な誘導と配置などに努め、農業生産物の競争力の向上を推進します。

【産】-1
農業が持続的に発展するまち

1) 集团的な農地を保全するために、店舗・アミューズメント施設などの虫食いの開発の抑制を推進します。

視点・・・集团的農地

優良農地や集落地は、営農空間・営農者居住空間です。今後も農業生産物の安定的・持続的な供給体制を維持しつつ競争力を向上していくためには、それらを保全していくことが必要不可欠となります。

そのために、食料生産効率の低下を及ぼすような農地の商業的開発や宅地化などといった都市的土地利用の拡大抑制を推進します。この農地保全に配慮した開発コントロールを検討するために、特別用途地区^{※1}や特定用途制限地域^{※2}、地区のダウンゾーニング^{※3}など開発条件の設定を見直します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
土地利用・拠点形成
- 主に関連する部門
農業／商業
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
土地利用計画／みどりと景観のまちづくり計画

※1「特別用途地区」：地域地区の一つ。用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護などの特別の目的の実現を図るための地区。（例えば商業専用地区として商業・業務系用途の利便性を図るなど）

※2「特定用途制限地域」：地域地区の一つ。用途指定地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）内において、その良好な環境の形成または保持のため、当該地域に望ましくない建物を特定し、立地を制限する地域。（例えば危険性の高い工場の建設や公序良俗に反する建物を制限するなど）

※3「ダウンゾーニング」：用途指定地域による用途や形態への規制を見直しによって、厳しくすること。

2) 付加価値が高まるような施設配置の誘導を推進します。

視点・・・農業関連施設の配置や跡地

農業生産物の競争力向上には、物資輸送の集約化・効率化が重要です。

そのために、産業・物流ゾーンへの農業、工業物流関連施設などの誘導を促進します。

また、大規模な農業関連施設の整備や移転がある場合には、農業政策、工業政策との一体性の確保と居住環境への影響、埋蔵文化財への影響などを勘案しつつ、その施設配置について適正な誘導、配置に努めます。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
道路交通体系／土地利用・拠点形成
- 主に関連する部門
農業／工業
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
土地利用計画

②『農』が結ぶ まちづくり

農業製品の地産地消とブランド化を促進するために、都市と農村交流を推進します。人が多く訪れるまちなかや農村部においても直接農とふれあえ、感じることもできる場を創出します。

【産】-1
農業が持続的に
発展するまち

1) まちなかで、農とふれあえる空間の創出を促進します。

視点・・・農業・農村との交流

まちなかは、市域内外を問わず様々な人々が訪れにぎわう場であり、多彩な活動を通して本市の中心を担い、情報を発信する場でもあります。

また、本市は広域的商圈や全国的にも有数の食料生産環境を有しており、この立地特性や産業の優位性を活かした域内消費の拡大が必要です。

そのために、まちなかにおける公園や道路などの公共空間や空き地、空き店舗などを活用した農産品販売、情報発信などを促進します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
都市環境／道路交通体系
- 主に関連する部門
農業／商業／観光
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
都市計画道路網の検討／みどりと景観のまちづくり計画



▲まちなかで行われているマルマルマルシェの様子

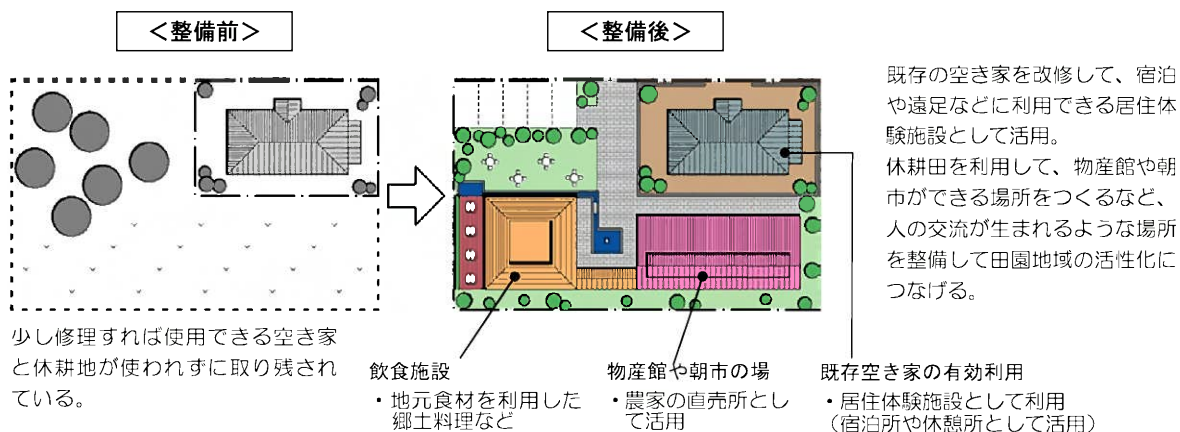
2) 田園・山間空間において、空き家、遊休農地を利用した農業交流空間の創出を促進します。

視点・・・空き家・遊休農地の有効利用

みどりのゾーンの保全を担う自然共生型居住ゾーンについては、農業従事者の減少や高齢化に伴う営農環境の変化に対応する視点が必要です。これを推進するために、住みたくなる・訪れたいとなる「農とともに生きる居住地づくり」を支援します。

そのために、農村景観の保全や育成などの農村の質的保全及び農家・農地の貸与、農業支援、定住・別荘・宿泊地の確保などの環境づくりを促進します。これらの農業交流により、利用者と支援者の結びつきの強化や情報発信を促進するコーディネーターの育成など、誰もが農とみどりにふれあえる場づくりを通して、営農環境の再構築を推進します。

また、地域住民の協力のもと地区計画などを検討し、より良い営農居住空間の保全を推進します。



▲遊休農地の解消策の例

3) 担い手や後継者の暮らしやすさの向上を促進します。

視点・・・担い手・後継者の暮らし支援

田園・山間居住地においては、農業の担い手・後継者が住みたくするような一定の利便性を伴った美しい田園居住空間の形成が必要です。

そのために、地域生活拠点となる田園・山間居住地の日常生活サービス機能が低下しないように、地域住民の理解と協力のもと、身近なサービス機能（子育て、買い物、医療など）の確保、地区計画の導入などを検討します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
土地利用・拠点形成
- 主に関連する部門
農業（農林畜産業）／商業／健康・福祉
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
土地利用計画

① 持続的に 工業が発展する まちづくり

『都城らしい産品を国内外に売る』といった域外産業の活性化をめざし、産業インフラや土地利用規制が整った場所への集積を促進します。

そのために、企業の新たな立地意欲が高まるような基盤整備、企業の留置や移転時の支援・誘導策に加え、工業集積地のイメージが高まるような景観配慮などを検討し、工業の持続的な発展を推進します。

【産】-2

効率的で魅力ある産業が集積するまち

1) 産業活動と居住環境の共生・調和を推進します。

視点・・・産業の集積

工業の活性化は、より良い居住環境の形成と工業立地魅力の向上の両面に配慮しながら推進することが求められます。よって、工業の種類や規模、土壌・水質、騒音・振動などの環境配慮等を勘案しつつ、それぞれの活動を阻害せず円滑な活動ができるような工業地と住宅地の分離を進める必要があります。

そのために、産業の留置や誘致支援を進め、工業専用ゾーンや産業・物流ゾーン（詳しくは第5章 分野別まちづくり方針 工業系の土地利用方針（P.123）参照）への産業集積に努めます。

また、現在の準工業地域や特定用途制限地域においては、建物用途の集積状況、工業の規模や種類などを踏まえ適正な土地利用を推進します。それにより、適正用途地域への転換、騒音や振動など環境基準の設定、工場の建替えや移転時では、工業専用ゾーンや産業・物流ゾーンへのあっ旋など適切な土地利用の誘導を図り、産業の活性化と居住環境の保護による共生・調和を推進します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
土地利用・拠点形成
- 主に関連する部門
工業／環境
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
土地利用計画

2) 企業の立地魅力の向上と既存企業の競争力強化を支援する物流の広域化と効率化を推進します。

視点・・・物流の広域化・効率化

本市の産業拠点の集積化により、原材料の調達や加工製品の輸送など物流の効率化を推進し、既存工業の競争力や企業の立地魅力の向上が求められます。

広域的な物流の効率化と拠点性の強化を促進するために、アジアとの玄関口として志布志港と直結する都城志布志道路の早期整備を促進します。同時に都城志布志道路と宮崎自動車道の交通結節地点の周辺地域を対象とした戦略的振興拠点地域において、物流や生産などの機能をあわせ持った拠点形成を推進します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
土地利用・拠点形成／道路交通体系／生活インフラ
- 主に関連する部門
工業
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
土地利用計画／都市計画道路網の検討

一方で山田・高崎・高城・山之口地区の産業立地を促進するために、これらの地区に近接する志和池トラック団地などの既存施設を勘案した産業流通システムの検討や、スマートICの利用促進をはじめとする輸送効率の向上による活性化に努めます。

また、産業立地の特性や企業ニーズに応じ、用排水、アクセス道路などの都市施設の充実、土地利用の検討に努めます。



▲都城志布志道路完成イメージ（資料：国土交通省）

3) 企業のイメージが高まるような景観配慮を推進します。

視点・・・周辺景観との調和

広域道路の結節地である戦略的振興拠点地域は、本市を訪れる人々のメインゲート空間としても位置づけられています。よって、この地域については、周辺景観への配慮を進め、市民に愛される企業が集積している振興拠点としてイメージの向上が求められます。

このメインゲート周辺空間の原風景を保全するために、立地する企業の協力のもと、景観条例に基づき、色彩、高さ、緑化など景観配慮を推進します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
都市環境
- 主に関連する部門
工業・農業
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
みどりと景観のまちづくり計画／土地利用計画



▲戦略的振興拠点地域（都城IC周辺）

②地域ニーズに合った ビジネスが発展する まちづくり

自立した地域ビジネスの発展を推進するために、『都城でできることは、都城です』ことを基本に、産業間の連携を深め、地域ニーズに合ったビジネス展開を推進します。これを進めるために働く場の集約化とそれに呼応した居住環境や安全・安心な歩行空間の形成、都市景観の向上など快適で働きやすい空間づくりを進めます。

【産】-2
効率的で魅力ある産業が集積するまち

1) まちなかにおける雇用の創出やサービス利用者の増加を推進し、まちなかへのサービス機能の集約を推進します。

視点・・・まちなか産業の創出

まちなかの活性化については、居住する人や訪れる人の増加が求められます。そのため、雇用創出、商業・金融・医療・福祉・行政・情報通信などの都市機能の集積を重点的に図る地域として、官公庁ゾーン、医療厚生ゾーン、雇用創出集積ゾーン、にぎわい・交流ゾーン、広域文化交流ゾーンを位置づけ、これらの都市機能の維持や誘致を進めます。また、現在分散して

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
土地利用・拠点形成
- 主に関連する部門
商業／健康・福祉
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
土地利用計画

立地している国・県を含めた行政系施設、対個人^{※1}対事業所サービス施設^{※2}については、建て替え・移転時にまちなかへの誘導・調整・支援を促進します。

※1 「対個人サービス」: 娯楽関連業(旅館・その他の宿泊所、映画館、劇場・興行場・興行団、競輪・競馬・その他の公営競技、スポーツ関連施設・遊戯場・遊園地)、洗濯業、理美容業、写真業、冠婚葬祭業、自動車整備業など。

※2 「対事業所サービス」: 物品賃貸業、自動車賃貸業、映画、ビデオ製作・配給業、放送業、情報サービス業、広告業、法務・財務・会計サービス業、土木・建築サービス業、エンジニアリング業など。

2) 快適で働きやすい都市環境の形成を推進します。

視点・・・就労環境の向上

まちなかへの企業誘致など働く場の集積と働きやすい環境整備を進める必要があります。

そのために、人・物の円滑な移動を確保する交通渋滞交差点の改良、安心歩行空間の設定、駐車場の確保、まちなか景観の創出など利便性と快適性の確保を推進し、まちなかのビジネス環境の向上を図ります。

また、働く人々が働きやすいまちなか環境の創出を図るために、買い物支援、まちなか周辺空間での借家・アパートなどの賃貸住宅の確保や子育て支援の充実について、商業者やNPO、地元関係者など関係団体と連携し促進します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
道路交通体系／都市環境
- 主に関連する部門
商業／健康・福祉
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
土地利用計画／みどりと景観のまちづくり計画

③知の結集を 活かした まちづくり

『都城でできることは都城です』という域内産業と『都城らしい産品を国内・海外に売る』という域外産業の活性化を推進するために都城の『知』の結集に努めます。

すなわち南九州大学、都城工業高等専門学校などの高等教育機関や九州沖縄農業研究センター、宮崎県農業総合試験場畑作園芸支場、宮崎県木材利用技術センターなどの研究機関と連携し、幅広い地域活動との連携を深めます。そのために産学官が連携しやすい誘導や、裾野の広い新産業分野導入の仕組みや基盤づくりを進めます。

【産】-2

効率的で魅力ある産業が集積するまち

1) 産学官連携のしやすい機能配置に努めます。

視点・・・産学官の連携支援

本市に所在する南九州大学、都城工業高等専門学校という高等教育機関、九州沖縄農業研究センター、宮崎県農業総合試験場畑作園芸支場、宮崎県木材利用技術センターといった研究機関などによって、地域産業の振興策など専門的な研究が進められています。これら教育・研究機関と連携し産業の個性化・高度化を推進する必要があります。

そのために、各教育・研究機関を研究開発・高等教育拠点（詳しくは第5章分野別まちづくり方針 知的研究・産業創造拠点の形成・誘導方針（P.130）参照）として位置づけ、地場産業と連携した研究開発型産業や研究施設の立地・集約化に向けた土地利用規制・誘導に努め、産・学・官での交流が高まるような情報共有の促進を図ります。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
土地利用・拠点形成
- 主に関連する部門
教育・文化／農業／工業
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
土地利用計画



▲九州沖縄農業研究センター



▲宮崎県木材利用技術センター

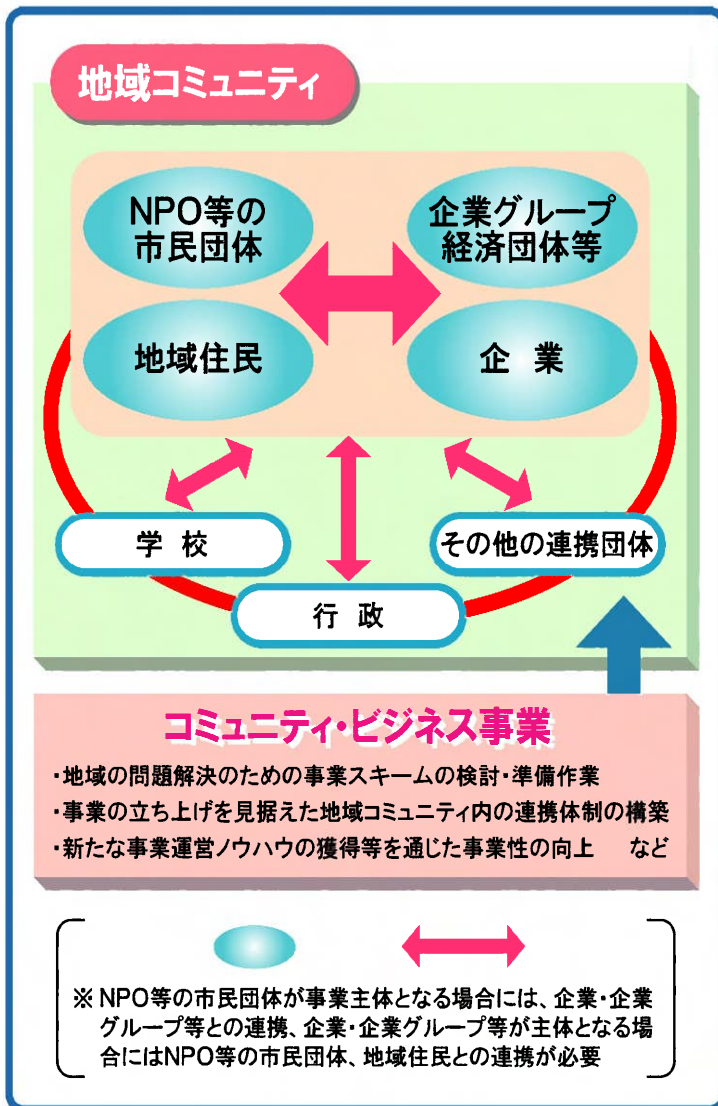
2) まちなかで異業種が出会い・交流できる活発な経済活動を推進します。

視点・・・新産業創出の基盤・環境づくり

地域でできることは地域であることを基本に、様々な産業を生み出す拠点の形成が求められています。雇用創出集積ゾーンにおいては、企業誘致の推進を図りながら、企画・経営・研究開発、デザイン、人材派遣、医療福祉、子育てなど異業種を集め、アイデアや知の連鎖が生まれやすい環境づくりを推進し、様々な地域内ビジネスの育成を図る必要があります。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
土地利用・拠点形成
- 主に関連する部門
商業／健康・福祉／教育文化
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
土地利用計画

そのために、共同研究ラボ、交流サロン、人材確保・育成などまちなかビジネスの育成拠点の形成を関連団体、産業系テーマコミュニティと連携し検討します。これにより、異業種が出会い・交流し活発な経済活動がまちなかに形成されることを推進します。



▲コミュニティビジネスのイメージ
資料：経済産業省HP（一部加工）



△商店街への送迎自転車<東京都>



△遊休施設を利用したトラフグ養殖場<栃木県>



△耕作放棄地を開墾した棚田<山梨県>



△自宅を活用した民宿<千葉県>

▲コミュニティビジネスの事例
資料：経済産業省HP

①回遊性の高い 体験型観光 まちづくり

観光客の流れをまちなかや、市内各所に呼び込むため、個々の観光地の特色化や回遊性を高めます。

本市の歴史資源、地場産業、温泉施設などの観光拠点形成とその周辺住民と一体となった周辺景観の整備を図り、魅力化を推進・促進します。

【産】-3

地域資源の利用
や魅力が高まる
まち

1) 特色のある観光拠点形成（拠点性の強化）とルート開発を推進します。

視点・・・観光の拠点とネットワーク

本市に内在する自然・人・食・歴史文化など様々な地域資源を活用し、回遊性の高い観光地づくりを進め、地域・産業の活性化を進める必要があります。

また、宮崎・鹿児島空港、志布志港、九州縦貫自動車道、都城志布志道路、主要地方道、日豊本線・吉都線など本市への多彩なアクセス環境と宮崎・綾・日南・霧島・桜島など全国有数の観光地が近接している強みを活かすことが重要です。

そのために、個性的な観光地の形成に努めるほか、埋もれた地域資源の掘り起こしなど魅力ある観光文化レクリエーション拠点の形成を推進します。

また、めぐりたくなる観光ルートづくりも必要です。そのために、観光ルート・観光マップを周辺市町、市民・関連団体と連携して作成します。その中で、広域農道、田園空間、遠景や借景など美しい沿道風景の保全・修復を検討し、観光拠点間をネットワーク化できるようなツアーメニューやルート開発を促進します。さらに、観光ルートを紹介する案内機能や休憩・眺望スポットの充実を進めます。特に本市の主要な中継地点となる「道の駅」都城については、拡張も含めた機能充実を図ります。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
都市環境／道路交通体系
- 主に関連する部門
商業／健康・福祉／教育文化／観光
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
みどりと景観のまちづくり計画／
道路交通マスタープラン／土地利用計画



<宮崎駅の植栽>



<道の駅でのサイクルイベント>



<ビューポイントの整備>

▲日本風景街道（シーニックバイウェイ）の活動例
資料：日南海岸コパノセンナを育てる会

2) 運動公園・スポーツ施設の機能分担を推進します。

視点・・・特色ある拠点的公園づくり

運動公園やスポーツ施設には、市民自らが健康を管理しその増進を図ることと、プロスポーツのキャンプや学生のスポーツ合宿などの誘致を図る高度な機能との役割分担が求められます。

また、2027年には、宮崎県において第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会が開催されます。そのために、各拠点施設の機能分担を促進し、山之口運動公園の整備拡充を推進するとともに、その他の都市基幹公園（総合公園・運動公園）の整備や更新の重点化・効率化への継続的な取組が必要です。

平成30年9月に策定した第2次都城市スポーツ施設整備ビジョンに基づく整備推進を図ります。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
都市環境
- 主に関連する部門
観光／健康・福祉／教育・文化
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
みどりと景観のまちづくり計画



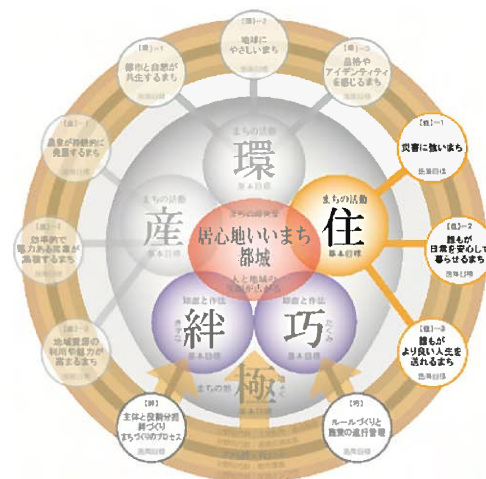
▲高城屋内競技場



▲早水公園体育文化センター弓道場

4.3. 基本目標
住

誰もが
住み続けたくなる
居心地の良い
まちをめざす



(1) 施策の体系

施策目標：災害に強いまち

【住】-1

誰もが住み続けたくなるような居住環境の魅力を高める上で、災害に備え安全性を確保することは、基本的課題の一つです。市民アンケート結果からも都市防災施策の重要度は非常に高くなっています。

大規模な地震、台風・豪雨など災害が多発する中で、市民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめ、平穏な市民生活へ早期に復帰できる、災害に強いまちをめざします。



▲一次避難所の案内板
〈都城市〉

めざす将来の姿

災害を防ぎ、互いに助け合う

施策方針

①被害を最小限にとどめる災害に強いまちづくり

②災害時に迅速な対応ができるまちづくり

主な整備・検討・誘導・形成の方針

1) 災害発生時の被害を最小限にとどめるため、官民一体となった災害に強いまちづくりを推進します。
2) 防災性の高い都市空間の形成を推進します。

1) 緊急輸送路・避難路の確保を推進します。
2) 防災・救援活動拠点機能の強化を推進します。
3) 現状復旧への早期な対応を推進します。

施策目標：誰もが日常を安心して暮らせるまち

【住】-2

交通事故・犯罪の抑制、救命救急など日常的な安全性を確保することは、居住条件の基本的要素です。市民アンケート結果からも安全に関する事項は重要度が高く、満足度が低い結果となっており、早急に解決しなければならない課題です。緊急時において迅速な救命救急活動が円滑に行え、犯罪や交通事故の危険性も低く、誰もが安心して暮らせるまちをめざします。



▲救命活動訓練

資料：宮崎県防災・危機管理情報HP

めざす将来の姿

施策方針

主な整備・検討・誘導・形成の方針

事故や犯罪のない
安心して暮らせる

①円滑な救命救急
活動ができる
まちづくり

1)円滑な救命救急活動ができる都市空間の形成を推進します。
2)救急活動困難区域の解消を促進します。

救命救急活動が
迅速に行える

②犯罪・
交通事故のない
まちづくり

1)防犯性の高い居住環境形成を推進します。
2)事故のないまちづくりを推進します。

施策目標：誰もがより良い人生を送れるまち

【住】-3

本市は、まちの身近なところに食料を確保する農地が存在し、農業や家庭菜園など農とふれあいながら居住できる農住共存型で生活利便が高いまちです。しかし、定住人口の減少が見込まれ、居住地の魅力を高めることが不可欠となっています。自然志向への高まりや多様な世代の住まいニーズに対し、この地域特性を十分に発揮する必要があります。



▲山間住宅<西岳>

そのために、山間型居住・田園居住・市街地居住・まちなか居住など、多様な居住形態を提供できる本市の特性を活かした居住選択が可能なまちをめざします。

また、人は人生をより良いものにする権利があります。高齢者やハンディのある人が自立した生活を営み、勤労者が子育てしながら働けるなど、人の支えの中で誰でも自分の人生をより良く送れるまちをめざします。

めざす将来の姿

施策方針

主な整備・検討・誘導・形成の方針

多様な
ライフスタイルが
尊重される

①ライフスタイルに合った
まちづくり

1)都城の多様な居住環境を活かす居住エリアの形成を推進します。

働きやすく働く
ことの大切さを
実感できる

②ライフステージに合わせ
誰にでも優しい
まちづくり

1)高齢者・ハンディのある人・子育て世帯が安心して生活できる居住環境の創出を推進します。
2)施設の複合化や多目的利用について検討します。
3)子育て世代、高齢者などが住みやすい住宅・居住環境整備を促進します。

ともに住む人に
やさしい

③誰もが人の支えの中で、
自立した生活を営める
まちづくり

1)地域コミュニティ活動を支援する都市環境をつくります。
2)誰もが自立することのできるまちのユニバーサルデザイン化を推進します。

①被害を最小限にとどめる災害に強いまちづくり

災害などの不測の事態に備え、市民への情報提供や防災対策を推進し、被害を最小限にとどめる災害に強いまちづくりを進めます。

【住】-1
災害に強いまち

1) 災害発生時の被害を最小限にとどめるため、官民一体となった災害に強いまちづくりを推進します。

視点・・・自分を守る/自分を守ることができない人を守る

《市民・地域主体による日常防災対策》

日々の暮らしの中で、災害から生命や身体及び財産を守ることを住民自らできるようにすることが必要です。

そのために、土地取得時や宅地開発時における災害危険地域の情報周知、新規住宅開発時の不燃化、家屋の耐震判定や耐震リフォーム・建て替え、旧耐震基準家屋の解体、ブロック塀、生け垣や木柵・竹柵などの構造の工夫や補強など、住民が必要とする防災情報や対策などの支援、啓発に努めます。

また、地域の防災力向上をめざして防災マップを活用した避難場所・避難路など防災情報の提供や自主防災活動拠点形成を促進するとともに、避難行動要支援者の情報把握などに努め、「自助」・「共助」を基本とした自主防災活動の充実を促進します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
土地利用・拠点形成
- 主に関連する部門
安全・安心/健康・福祉/地域づくり
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
みどりと景観のまちづくり計画

2) 防災性の高い都市空間の形成を推進します。

視点・・・総合力（ハード・ソフト）

《行政主導による防災対策》

災害発生時において、被害を最小限に抑える防災都市づくりを進めることが必要です。

そのために、集中豪雨や台風時における治水対策として、被害想定地域における土地利用規制などの土地利用ルールの検討を行うとともに、道路や家庭における雨水の貯留・浸透の促進など、都市型災害に対応した総合治水対策^{*1}を推進します。また、雨水管理総合計画のロードマップに基づき、大淀川沿いの浸水常襲地区について、減災のためのハード整備を推進します。

火災発生時における延焼防止対策については、道路や公園などのオープンスペースの確保、防火・準防火地域の見直しなどを推進します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
生活インフラ/土地利用・拠点形成/
道路交通体系
- 主に関連する部門
安全・安心/環境
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
みどりと景観のまちづくり計画/
都市計画道路網の検討/土地利用計画

^{*1}「総合治水対策」：雨水の処理を従来の「河川対策」だけに頼らず、一時的に雨水を貯めたり、地下にしみ込ませたりして流域全体雨水の流出を抑える「流域対策」の両面から水害を防ぐ考え方。

②災害時に 迅速な対応ができる まちづくり

災害発生時には迅速な行動を取ることが
できるような基盤づくりや地域の危機管理
体制を高めます。

【住】-1
災害に
強いまち

1) 緊急輸送路・避難路の確保を推進します。

視点・・・災害が発生しても/逃げられる/運べる

《円滑な避難誘導》

災害時には、誰もが円滑に避難できることが必要です。

そのために、市内居住・来訪者を問わず円滑に避難所・避難地に到達できるように、最寄りの避難所までの誘導（サイン）整備を推進します。

《緊急輸送路の確保》

災害時において、被災者の避難生活を支える物資の輸送路確保が必要です。

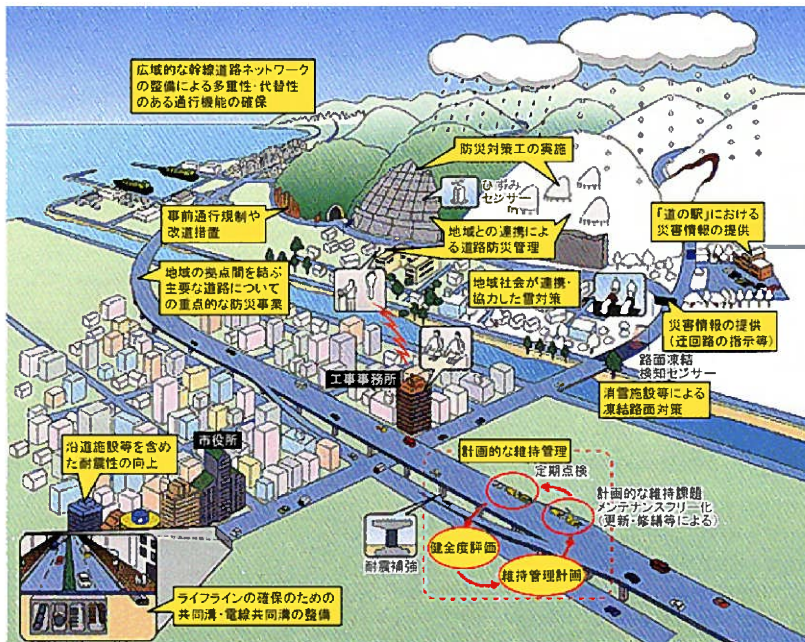
そのために、国・県道と接続する主要な道路を防災道路ネットワークとして検討し、橋梁や重要幹線道路の耐震化や冠水対策を優先的に進めることによって、災害時における緊急輸送路の機能確保を推進します。

《延焼の防止》

火災の際、被害を最小に留めるためには延焼の拡大を抑止することが必要です。

そのために、都市計画道路整備と連動して、沿道不燃化の一体的な取組による延焼遮断機能の強化策などを検討し、防災機能の高い道路空間の構築を推進します。また、国道10号など避難や輸送などの緊急活動を支える基幹道路沿線については、その機能維持を図るために延焼遮断、耐震、防火を促進します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
道路交通体系／土地利用・拠点形成
- 主に関連する部門
安全・安心
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
都市計画道路網の検討／土地利用計画



▲道路の総合的な防災対策イメージ 資料：国土交通省

2) 防災・救援活動拠点機能の強化を推進します。

視点・・・命を守る拠点・場所

《防災活動拠点の強化》

災害発生時に市民の生命を守るため、情報収集・伝達、救援、輸送を担う拠点形成が必要です。

そのために、早水公園は、災害情報を収集・伝達など現地対策本部機能を有する中核防災拠点として、山之口・高城・山田・高崎の各総合運動公園は、防災活動拠点として位置づけ、救援、収容、備蓄、集配などの防災機能の強化を進めます。

また、防災拠点性の低い市域西部方面では防災機能を持つ拠点配備について検討します。

《身近な避難所の防災機能の強化》

高齢者や子どもが安全で円滑に移動できる、身近な避難所の防災機能の強化が必要です。

そのために、身近な避難所として指定される小・中学校、地区公民館は、施設の耐震化・非構造部材の落下防止対策・飲料水兼用耐震性貯水槽設置・救助資機材などの基礎的な機能強化を図り、適切な管理運用に努めます。

また、多数の避難者が予想される避難所などでは、緊急物資輸送などを考慮しながら、災害時の水・電気・通信設備（Wifi等）などのライフラインの確保を図ります。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
土地利用・拠点形成／都市環境／生活インフラ
- 主に関連する部門
安全・安心／教育・文化
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
みどりと景観のまちづくり計画／
都市計画道路網の検討／土地利用計画



▲防災活動拠点のイメージ 資料：国土交通省

3) 現状復旧への早期な対応を促進します。

視点・・・早急な現状・生活復旧

災害発生後、早期に日常生活に戻るよう、電気・上下水道・道路・橋梁のライフラインや公共施設・農業用施設の防災対策が必要です。

そのために、ライフライン網については事前対策として、重要施設、メイン管路、復旧困難部など既施設や新規施設については、耐震化等の防災対策を推進します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
生活インフラ／都市環境
- 主に関連する部門
安全・安心
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
みどりと景観のまちづくり計画／都市計画道路網の検

①円滑な救命救急活動ができるまちづくり

災害時・緊急時に迅速かつ確かな消防・救急活動が行われるような都市空間の形成を図ります。

【住】-2
誰もが日常を安心して暮らせるまち

1) 円滑な救命救急活動ができる都市空間の形成を推進します。

視点・・・病気・事故/救命救急/連携/迅速化

《救命救急活動の支援》

住民の生命や財産を守るためには、救命救急に託すまでの初動活動やその環境整備が重要です。

そのために、公共施設、大型商業施設、イベント会場など特定施設へのAEDの設置を促進します。

《救急医療拠点の充実》

都城圏の中心市として周辺市町と連携し、安全・安心な都城圏を形成する必要があります。

そのために、戦略的振興拠点地域において、圏域の救急医療を支える救急医療拠点の充実を推進します。一方で、地域に身近な医療と高度医療については、その機能分担や配置について統合的に検討します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
道路交通体系/土地利用・拠点形成/都市環境
- 主に関連する部門
安全・安心/健康・福祉
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
都市計画道路網の検討/みどりと景観のまちづくり計画/土地利用計画

2) 救急活動困難区域の解消を促進します。

視点・・・住空間/円滑な救急活動

救急活動を実施するに際し、狭い道路や看板、電線などは、円滑な救急活動の実施を阻害する可能性があり、これを是正する必要があります。

そのために、道路の拡幅・道路隅切りなどの整備、建物のセットバックに関する測量・権利移転などへの支援などを検討し、阻害要因排除に努めます。

また、消防車両進入困難地域での消防活動に対応するため、防火水槽・消火栓の設置を推進します。さらに、救命救急活動を阻害する看板や電線地中化についても、景観施策と連携しその改善を促進します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
道路交通体系/都市環境
- 主に関連する部門
安全・安心
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
都市計画道路網の検討/みどりと景観のまちづくり計画/土地利用計画

②犯罪・ 交通事故のない まちづくり

日常の安全性確保は、居住政策の根幹であることから、犯罪や交通事故の発生を未然に防ぐために、危険箇所の改善など都市環境の改善に努めます。

【住】-2
誰もが日常を
安心して暮ら
せるまち

1) 防犯性の高い居住環境形成を推進します。

視点・・・防犯/安全な暮らし

誰もが安心して暮らすために、犯罪を防止する必要があります。

そのために、清掃活動や落書きの消去などまちのクリーンアップ、違反広告・放置自転車の撤去などまちの環境美化を促進するとともに、防犯性を高める道路・公園・駐車場の適切な整備・維持管理や、必要に応じて防犯灯や防犯カメラの設置を検討します。

また、各地域やPTAなどと連携し、防犯まちづくりを進めるためのルール制定、防犯パトロール、各戸玄関灯点灯によるライトアップ作戦、防犯マップ作成など、地域住民との協働による防犯性の強化を推進します。さらに、各組織が市の窓口にご相談できる体制づくりや、各活動への支援体制の整備を図ります。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
都市環境／道路交通体系／土地利用・拠点形成
- 主に関連する部門
安全・安心／教育・文化／商業
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
都市計画道路網の検討／土地利用計画／
みどりと景観のまちづくり計画



△交通地域安全表彰式



△パトカー広報（交通安全少年団）



△110番の日



△交通地域安全講話

▲地域住民による防犯活動 資料：都城市

2) 事故のないまちづくりを推進します。

視点・・・事故・安全な暮らし

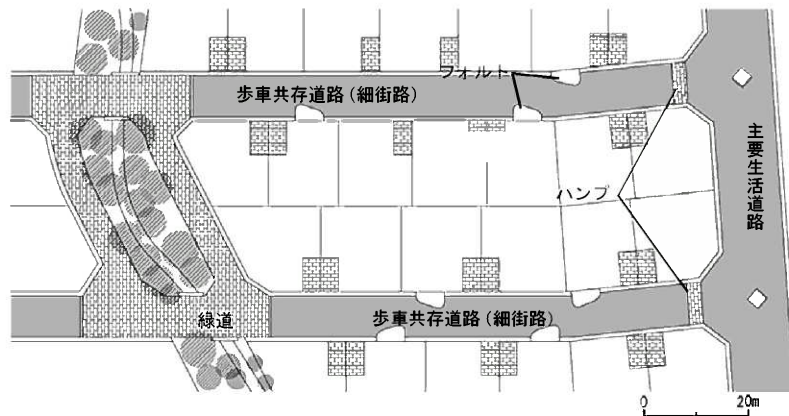
子どもや高齢者、身体にハンディキャップのある人々が安全に移動し、事故のないまちづくりを進める必要があります。

そのために、不良交差点、視認性の悪い道路、歩道の改良、小学校や高齢者施設周辺での安心歩行空間の整備、歩車共存道路の設置や自転車移動の安全性確保などに努め、道路の交通安全対策を推進します。

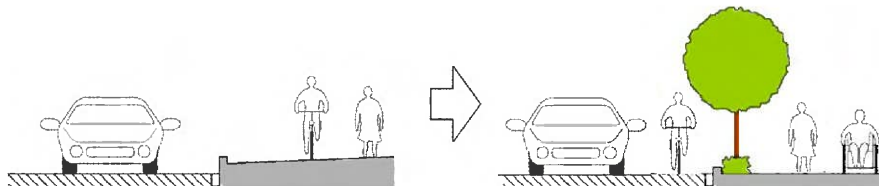
また、人が多く集まる商業施設などの周辺では、予期しない交通量の増加が考えられます。

そのために、事業者と連携・協力し、大型商業施設の開発において交通安全への対応と、その後の検証や見直しを含めた交通安全対策を推進します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
道路交通体系／土地利用・拠点形成
- 主に関連する部門
安全・安心／教育・文化／健康・福祉／商業
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
都市計画道路網の検討／土地利用計画



▲コミュニティ道路（歩車共存道路）の整備イメージ



▲歩道の整備イメージ

①ライフスタイルに合ったまちづくり

本市は、まちなか居住^{※1}、まちなみ沿道居住^{※2}、まちなか郊外居住^{※3}、田園居住、山間居住など多様な居住形態が選択できるまちです。まちなか居住は歩いて用を足せる便利な暮らし、田園・山間居住は自然や農との共生、地域住民との深い絆を基本に、居住地毎の個性化を推進します。

【住】-3

誰もがより良い人生を送れるまち

詳しくは第5章分野別まちづくり方針 住宅系の土地利用方針(P.116)を参照。

※1 「まちなか居住」: 医療・文化・買い物など住・職・遊と高度な都市機能が集積する場であり、都市生活に必要なサービスがまとめて受けられ、歩いて暮らせる利便性が最も高い居住地。

※2 「まちなみ沿道居住」: 商業施設と居住施設が連続・混在し、日常の生活に必要な生活利便施設には、徒歩・自転車でアクセスすることができる都市沿道型居住地。

※3 「まちなか郊外居住」: 地区ごとに個性を持ち、ゆとりがありみどりが豊か、少し足を伸ばせば、まちなかの様々なサービスが受けられる低層住宅地。

1) 都城の多様な居住環境を活かす居住エリアの形成を推進します。

視点・・・利便性と快適性/居住形態やイメージの形成

本市の多彩な居住環境を活かし、多様化するライフスタイルに応えることで急激な人口減少の抑制や、空き地及び空き家対策を推進します。

これを効果的に進めるために、民間事業者と連携を図ります。また、立地適正化計画の居住誘導区域との整合を図り、居住地の機能、具体的なイメージ、居住形態、対象者などの検討を行い、居住環境の形成とその誘導を推進します。

《規制・ルールの検討》

居住エリアの特性を活かした居住環境の創出が、まちの魅力を高めます。

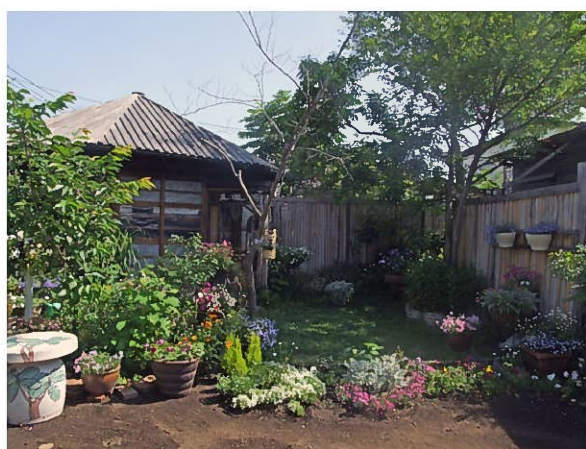
そのために、居住地の実態、居住形態、将来イメージを勘案した、建ぺい率・容積率の見直し、地区計画の見直しなどきめ細かな規制誘導のルールを検討します。

《住宅景観づくりへの啓発》

居住空間のイメージを強化するために、街区レベルでの魅力ある住宅景観を育てていくことが必要です。

そのために、これまで維持されてきた良好な景観の保全と育成、街区や集落内に残るシンボルツリー(「山田のイチョウ」(県指定天然記念物))などの自然的環境の保存、住宅景観コンテストの開催など、市民や地域の主体的な取組への啓発を促進します。

- 関係する分野別まちづくり方針(第5章)
土地利用・拠点形成/都市環境
- 主に関連する部門
農業/商業/健康・福祉
- 主にこれを検討する都市計画関連計画(第7章)
土地利用計画/みどりと景観のまちづくり計画



▲都城市のオープンガーデン

②ライフステージに合わせ 誰にでも優しい まちづくり

ファミリー世帯や高齢者、ハンディのある人が、まちなかや地域生活拠点に住むことに魅力を感じる居住環境づくりや、公共公益施設の使い方を工夫します。

【住】-3

誰もがより良い人生を送れるまち

1) 高齢者・ハンディのある人・子育て世帯が安心して生活できる居住環境の創出を推進します。

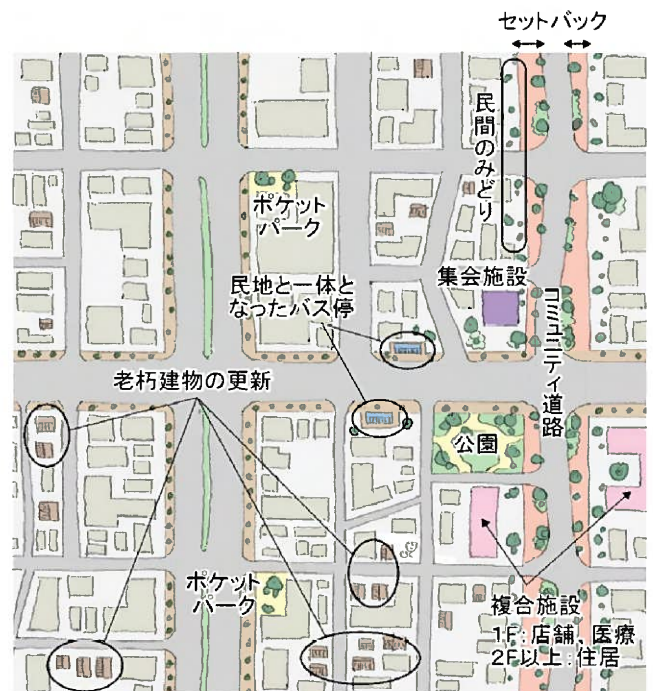
視点・・・居住環境／機能の集約（複合・一体化）

便利で安心な居住地の形成を促進するためには、働く人や介護する側、ハンディのある人などの負担軽減を図れるような、医療・介護機能の誘導を促進する必要があります。

そのために、医療福祉・保健・厚生サービス施設については、規模や機能などを考慮し、まちなかの医療厚生ゾーン（第6章地域別まちづくり方針 中央エリアまちづくり方針図【極】、【産】（P.171）参照）や地域生活拠点内、まちなみ沿道居住ゾーン（第5章分野別まちづくり方針 住宅系の土地利用方針（P.116）参照）への誘導を推進します。あわせて、まちなかの中核施設に移転した子育て支援センターを含む医療福祉・保健・厚生サービス施設については、その機能の維持を図るために居住誘導策を検討します。

また、まちなかの日常的で広域的な総合医療、生活圏内での身近な医療や戦略的振興拠点地域における広域的な救急医療などを統合的に検討し、安心して便利に暮らせる環境整備を促進します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
土地利用・拠点形成
- 主に関連する部門
健康・福祉
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
土地利用計画



▲まちなかの居住イメージ

2) 施設の複合化や多目的利用について検討します。

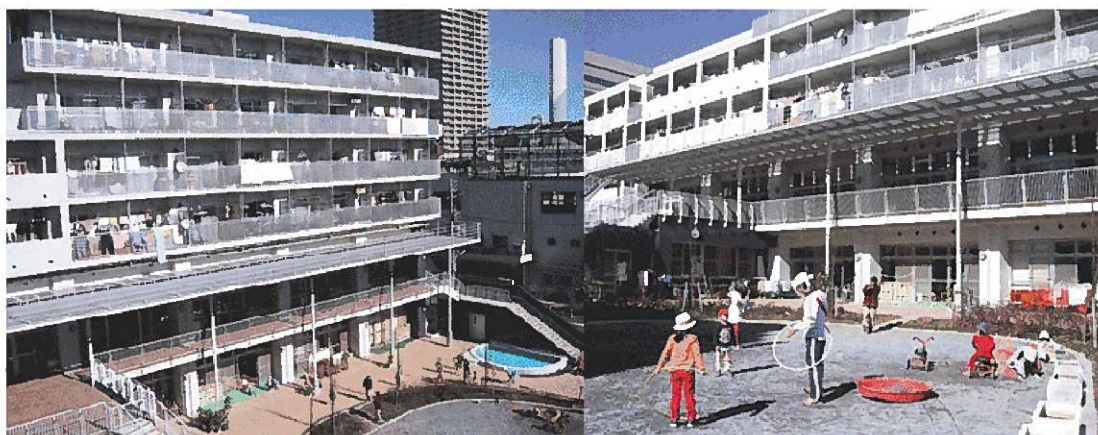
視点・・・施設の複合化・一体化

効率的で便利な居住環境の形成を促進するために、公共施設の多目的利用を推進する必要があります。

そのために、既存公共施設の効率的で多様な運用、適正配置・規模を勘案し、施設の複合化や一体化を推進します。

特に、大型の公共施設については、地域住民と連携し、高齢者支援機能、教育子育て機能、地域交流機能、防災機能、情報提供機能、健康増進機能、事業所機能など様々な視点から検討し、その運用について地域の生活利便が高まるよう活用を推進します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
土地利用・拠点形成
- 主に関連する部門
教育・文化／健康・福祉／商業
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
土地利用計画



▲公共賃貸住宅と保育所との複合化 資料：国土交通省

3) 子育て世代、高齢者などが住みやすい住宅・居住環境整備を促進します。

視点・・・住宅の供給・改善

高齢者・ハンディのある人・住まいの確保に課題を抱える人などが安心して暮らせる住宅の確保を、官・民一体となって進めることが重要です。

そのために、市営住宅においては、立地適正化計画と整合を図るとともに、入居者管理の適正化、供給戸数の適正化及び建物の長寿命化、市営住宅ストックの総合的な活用などを推進します。

また、民間住宅においては、子育て世帯や高齢者、ハンディのある人・住まいの確保に課題を抱える人などが円滑に入居できる民間賃貸住宅の普及などを促進します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
土地利用・拠点形成
- 主に関連する部門
健康・福祉／商業
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
—

③誰もが人の支えの中で、自立した生活を営めるまちづくり

誰もが地域の人々との関わりあいが増え、地域コミュニティ活動がいきいきと行われ、自立した生活が営めるような都市環境を形成していきます。

【住】-3
誰もがより良い人生を送れるまち

1) 地域コミュニティ活動を支援する都市環境をつくります。

視点・・・人とのつながり

地域社会には防犯・防火、交通安全、児童・高齢者福祉、文化教育、保健衛生、伝統行事など、日常生活の中に多様な身近な働きがあり、居住者の生活を支えています。このような地域コミュニティ活動を支える環境づくりが必要です。そうすることで、居住者に安心感を与え、地域の持続性に大きく貢献します。

よって、近隣住民同士のつながりやコミュニティ活動を強固にしていくことが重要であり、コミュニティの醸成やその活動の場を確保するために、道路・河川・公園空間や公共公益施設のオープンスペース、空き家・空き地などを活用した出会い・交流・憩いの場づくりを促進します。

- 関係する分野別まちづくり方針（第5章）
土地利用・拠点形成／都市環境
- 主に関連する部門
健康・福祉／地域づくり
- 主にこれを検討する都市計画関連計画（第7章）
土地利用計画／都市計画道路網の検討／みどりと景観のまちづくり計画

2) 誰もが自立することのできるまちのユニバーサルデザイン化を推進します。

視点・・・ユニバーサルデザイン

社会の中で、誰もが自立した普通の生活を送れるよう、まちを構成するあらゆる要素がすべての人々にとって安全で快適であることが必要です。

そのために、生活の基盤に直結している移動環境やこれに結びつけられる公園、公共施設、住宅などのユニバーサルデザイン※1が重要となります。誰もが普通に暮らすことができる都市空間の形成を推進します。

《移動環境：交通・道路》

誰もが安全に移動し自立した生活を営むためには、円滑な移動環境の整備が必要です。

そのために、問題箇所の把握に努め、歩車道分離、十分な有効歩道幅員の確保、段差の解消など使いやすくなるよう道路施設のユニバーサルデザイン化を推進します。それと呼応し自由な移動環境を確保するために、都城駅や西都城駅などの多様な公共交通が結節する場所については、周辺の道路・交通環境の改善を促進します。

《集まりやすい環境整備：まちなか、地域生活拠点、まちなみ沿道》

人々が多目的に集まり、住み、訪れる場所として、まちなかや地域生活拠点及びまちなみ沿道について買い物や医療など身近な生活を支える施設配置を進めるとともに、誰もが来やすい、集まりやすい拠点環境の形成を推進します。

《公園》

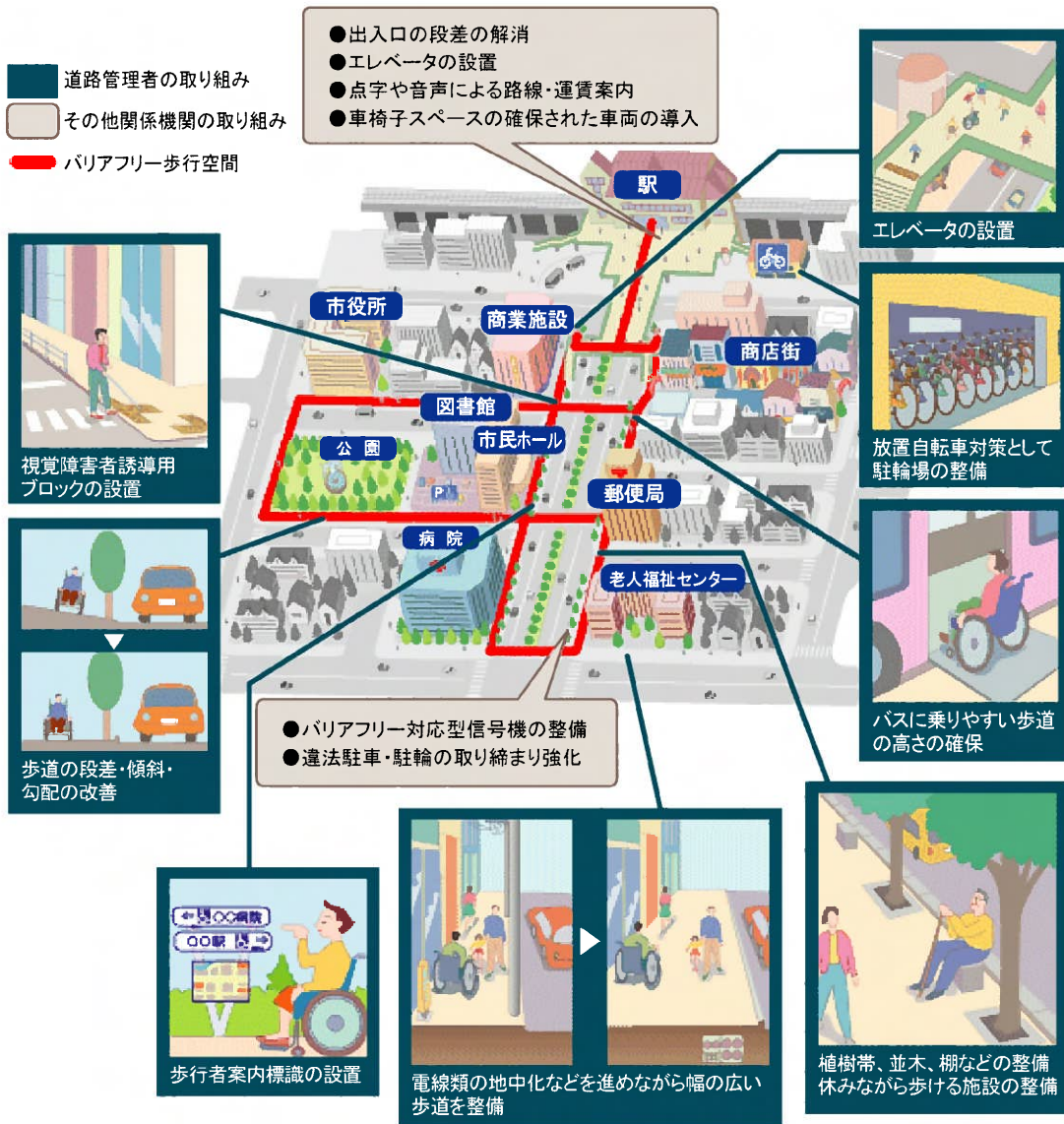
公園は健康づくりやリハビリ、人と人が交流する場として重要であり、誰もが訪れ利用できる公園づくりが必要です。

そのために、生活行動範囲における公園の適正配置を検討します。公園施設については、既存公園施設も含め様々な利用者に配慮し、段差解消、スロープ・手すり・ベンチ・多目的トイレの設置や案内板（表示方式に配慮）など公園のユニバーサルデザイン化を推進します。



▲様々な利用者を想定した観覧スペース
 <早水公園体育文化センター>

※1 「ユニバーサルデザイン」：ハンディのある人・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインす



▲ユニバーサル道路・交通のイメージ 資料：国土交通省